

安定基金継続加入のお願い

今回の制度見直しにより、安定基金はより充実した制度になります。引き続き、皆様の継続加入をお願いします。
なお、今回の見直しに伴い、契約数を大きく減じる場合の対応を以下のとおり変更します。

- ①合理的な理由なく、前年度契約数量対比80%以下の方に返還金をお願いします
- ②返還金の計算対象は、借入による補てんを実施した直近2年度(26年度は24年度と25年度が対象)とします
- ③返還金は、当年度に契約をした基金に返還します